

令和3年度 賃貸不動産経営管理士 試験

新時代を担う国家資格、挑戦する私

試験日

11月21日 日

13:00~15:00 120分間

願書請求・受験申込

8月16日 月 ~ 9月24日 金

- 願書請求の期限は9月17日(金)まで。
- 願書請求および受験申込は、
当協議会ホームページから行えます。



末永 みゆ

受験資格

- 年齢、性別、職業、国籍、学歴等の制約はありません。
どなたでも受験できます。
- 試験合格後の資格者登録にあたっては、一定の要件があります。

受験料 13,200円(税込)

お問合せ

0476-33-6660
(受付は平日 10:00~17:00)

出題形式、登録要件、申込方法、
登録手続き等の詳細は、
当協議会ホームページをご覧ください。

賃貸不動産経営管理士 <https://www.chintakanrishi.jp>

試験会場【全国25地域で実施】

北海道、岩手、宮城、群馬、茨城、埼玉、
千葉、東京、神奈川、新潟、石川、長野、
静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、島根、
岡山、広島、香川、愛媛、福岡、熊本、沖縄

※本試験は、国土交通大臣登録機関として、(一社)賃貸不動産経営管理士協議会が実施する、賃貸住宅管理に関する専門家「賃貸不動産経営管理士」に必要な知識を問う試験であり、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第12条第4項の知識及び能力を有すると認められることを証明する登録試験に位置付けられています。

※令和2年度までに行われた賃貸不動産経営管理士試験に合格された方は、改めて受験する必要はありません。

賃貸不動産経営管理士とは

賃貸住宅の管理に関する知識・技能・倫理観を持った専門家です。
賃貸住宅管理業において重要な役割を担う国家資格です。

賃貸不動産経営管理士の業務



オーナー

管理受託契約
長期修繕計画
賃貸経営の提案
建物維持管理
原状回復



賃貸不動産経営管理士

賃料収納
契約更新
解約業務
賃貸相談業務
良好な住環境の提供



入居者

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律における業務

賃貸不動産経営管理士は、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律において賃貸住宅管理業者の事務所毎に設置が義務付けられる「業務管理者」の要件として位置づけられています。(法律第12条及び施行規則第14条)

『業務管理者』としての賃貸不動産経営管理士の役割 (法律施行規則13条抜粋)

- 管理受託契約締結前の重要事項説明及び書面の交付
- 管理受託契約書の交付
- 賃貸住宅の維持保全、及び家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理
- 管理受託契約に関する事項を記載した帳簿の備付け
- オーナーへの定期報告
- 秘密の保持
- 賃貸住宅の入居者からの苦情の処理
- 賃貸住宅の入居者の居住の安定及び賃貸住宅の賃貸に係る事業の円滑な実施の確保

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律とは



末永 みゆ

(1) 概要

良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図るため、特定転貸事業者(サブリース業者)と所有者との間の賃貸借契約の適正化のための措置を講ずるとともに、賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度を設け、その業務の適正な運営を確保する法律

(2) 登録業者等に義務付けられること

登録制度に登録する賃貸住宅管理業者に対して「業務管理者の設置」「オーナーに対する重要事項説明」「分別管理」「定期報告」を義務付け。
※業務管理者は、管理業務に関する必要な知識と能力、実務経験を有し、管理業務の管理・監督を行います。登録制度の登録業者は管理事務所毎に一人以上設置する必要があります。

(3) 特定転貸事業者に義務付けられること

特定転貸事業者(サブリース事業者)に対して「不当な勧誘行為」「誇大広告等の禁止」「特定賃貸借契約(マスターリース契約)締結前の重要事項説明」を義務付け。

受験にあたっての 注意事項

- 座席の間隔を十分に確保できない事も想定されますので、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。
- 換気のため、可能な限り、窓やドアを開けます。室温の高低に対応して容易に着衣、脱衣ができるよう、服装には十分注意してください。
- 試験場に入る際の手洗いや咳エチケット等の徹底をお願いします。
- 飛沫感染防止のため、マスクの着用をお願いします。着用しただけの場合は、受験をお断りさせていただく場合がございます。
- 発熱、咳、倦怠感等、少しでも感冒症状のある方は受験をご遠慮ください。